

家畜伝染病対策の強化について

令和7年4月18日

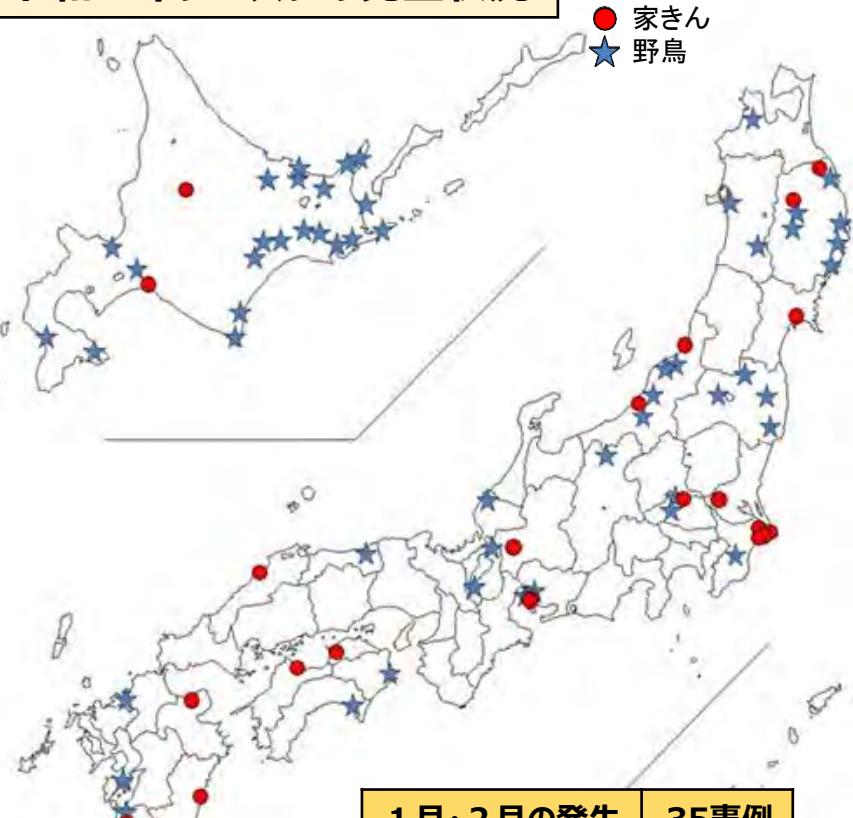
農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部

農林水産省
消費・安全局

鳥インフルエンザの発生状況（令和7年4月17日時点）

- 今シーズンの初動は、家きんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生。
- 年始以降、1月に発生が急増。特に、愛知・千葉・岩手3県の養鶏の集中地域における連續発生が顕著。

令和6年シーズンの発生状況



1月・2月の発生	35事例
うち 愛知県	13事例
千葉県	15事例
岩手県	5事例

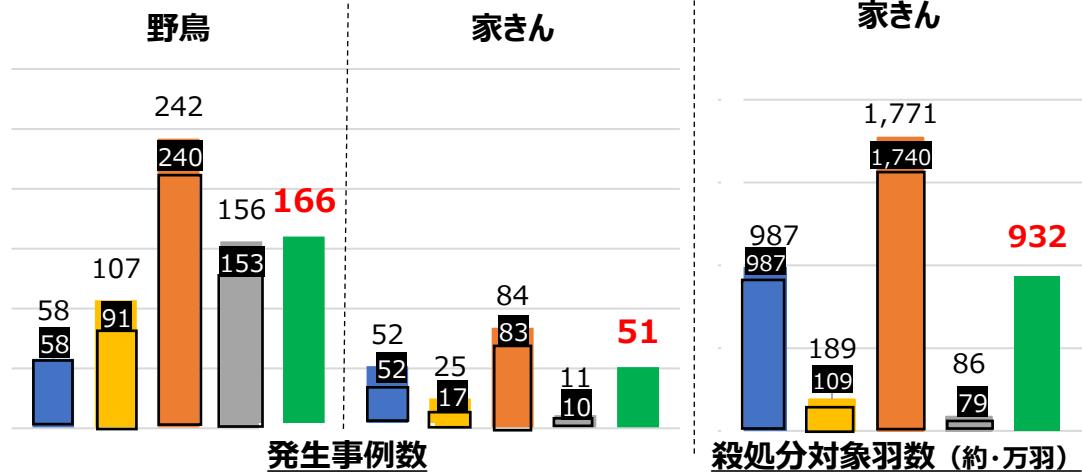
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数（白抜きは同日比）

■ R2年度 ■ R3年度 ■ R4年度 ■ R5年度 ■ R6年度



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

令和6年シーズンの発生に関する疫学検討（中間取りまとめ）

- 令和7年3月21日、専門家による疫学検討会を開催し、同日時点の51事例を踏まえた提言を取りまとめ・公表。
- 今後の発生予防・まん延防止に向け、農場集中地域での対策や既発農場・大規模農場対策等が重要との見解。

1. 養鶏密集地域における対策

① 地域一体の対策

➤ 家畜保健衛生所や自衛防疫団体が中心となり、日頃から地域の農場間で飼養衛生管理状況等について情報交換するなど、地域一体の対策が重要。

② カラス等野鳥の誘引防止

➤ 特に堆肥舎はカラス等の野鳥を誘引しやすいため、防鳥ネットの設置はもとより、家きんの死体や破卵等を焼却等により適切に処理することが必要。

③ 異状の早期発見・早期通報

➤ 養鶏密集地域で発生確認が遅れることは、非常に大きい感染拡大のリスク。早期通報等の重要性を地域全体で認識共有することが必要。

④ 防疫措置の速やかな着手及び完了

➤ 養鶏密集地域における防疫作業の遅れは、続発リスクを著しく高める。都道府県における殺処分迅速化の技術的検討など体制整備が重要。

⑤ 塵埃（じんあい）を介したウイルスの侵入防止対策

➤ 少なくともシーズン中は、フィルター、細霧装置、不織布設置など、通常の飼養衛生管理基準より一段踏み込んだ塵埃の侵入防止対策が有効。

⑥ 野鳥・野生生物のすみか対策

➤ 野鳥等の生息状況等の把握を日頃から行うとともに、野鳥等のすみか・隠れ家となりうる農場周辺等の雑草・樹木等の除去や農場内の整理整頓が重要。

⑦ 共同利用施設での衛生管理措置の実施

➤ 堆肥舎や死亡家きん処理施設の共用に伴う交差汚染を防止するため、これら共用施設における適切な衛生管理措置の実施が重要。

⑧ 家きん農場密集地域での発生時の対応

➤ 続発防止のため発生の際速やかな初動対応を行えるよう、日頃から発生時の対応を地域でよく協議し、発生の際には消毒等を協力し実施することが重要。

⑨ 防疫作業時の拡散防止対策の徹底

➤ 小動物や作業者の移動を介した感染拡大を防ぐため、発生農場における排気対策、死体の消毒、作業者の迂回移動等の実施が重要。

2. 既発農場、大規模農場における対策

① 既発農場における対策

➤ 過去発生農場及びその周辺は、発生・続発リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理の遵守徹底や発生に備えた消毒薬備蓄等の対策が重要。

② 大規模農場における対策

➤ 特に20万羽以上の飼養農場においては、農場の分割管理に取り組み、発生時の殺処分対象家きんを削減することが有効。

鳥インフルエンザ対策パッケージ

- 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の**対策パッケージ**を打ち出すべく、今後、家きん疾病小委員会で、詳細を検討。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

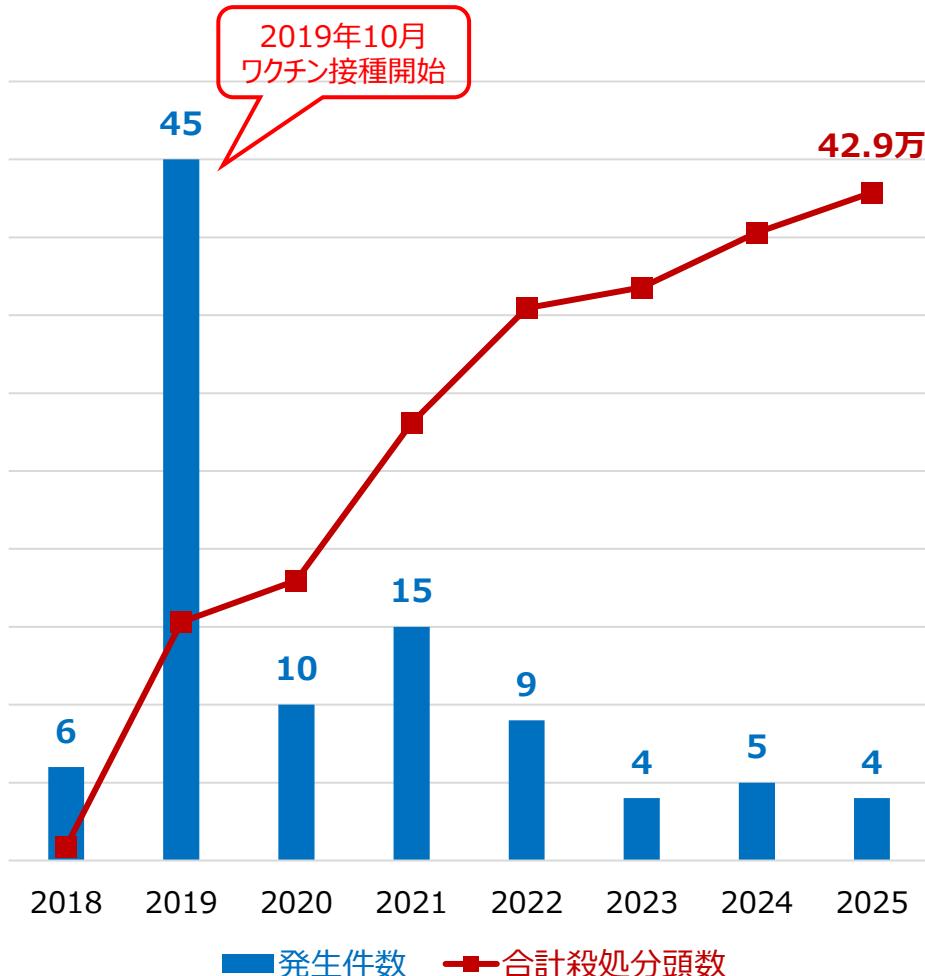
IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

豚熱の発生状況 (令和7年4月17日時点)

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、**24都県**で計**98事例**発生し、これまでに**約42.9万頭**を殺処分。
- **2019年10月**にワクチン接種開始。以降、発生は散発的となるも、非発生県（岩手、新潟、愛媛、千葉）へも拡大。
- **2025年**はこれまで、群馬県で3例（95・96・98例目）、千葉県で1例（97例目・初発）発生。

発生状況の推移



2025年の発生状況

【群馬県】

- 1/23 国内95例目（県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（県11例目）：約8,700頭殺処分
- 4/5 国内98例目（県12例目）：約7,300頭殺処分

- ✓ 養豚の集中地域における発生
- ✓ 周辺地域において、発生の1～3か月前に豚熱陽性の野生イノシシが捕獲されている

【千葉県】

- 3/31 国内97例目（県初発）：約5,480頭殺処分

- ✓ 県内の野生イノシシで未発生の中で、飼養豚で発生
- ✓ 千葉・茨城両県の関連農場の約370頭も殺処分
- ✓ 防疫措置に際しては、**移動式レンダリング装置**を活用



移動式レンダリング装置の
活用状況

豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方に基づき、清浄化に向けたロードマップを策定すべく、今後詳細を検討。

ロードマップ策定の考え方

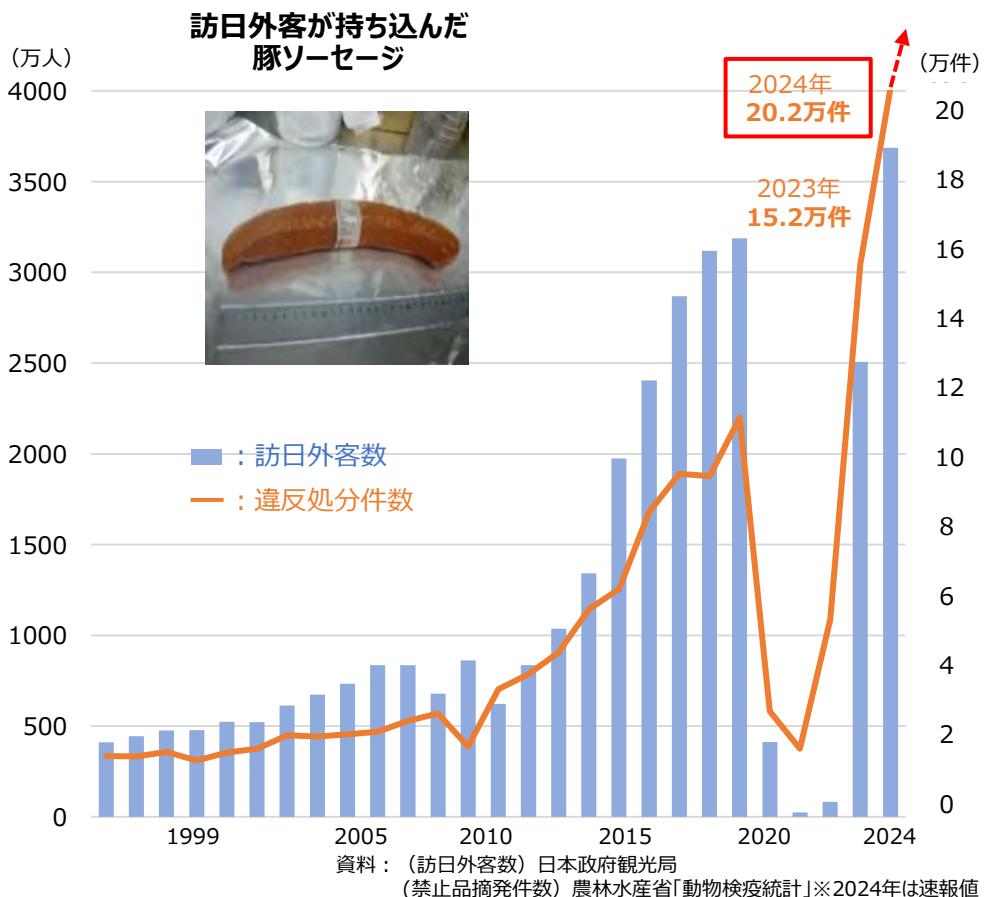
ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチンを早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状況を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。
最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

水際における更なる侵入防止対策の強化

- 訪日外国人の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、現在、「**水際検疫の強化に向けた検討会**」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- 購入した豚肉製品66品について、
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。
- ① 外装確認の結果、**違法輸入疑い品：12品**（うちベトナム産9品）
② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品
* 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

